

# 加盟団体規程

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、海老名市スポーツ協会規約（以下「規約」という。）第4条に基づき、加盟団体に関し必要な事項を定めるものとする。

(加盟団体等)

第2条 規約第4条の規定による加盟団体は、別表1とおりとする。

(加盟団体の使命)

第3条 加盟団体は、社会的存在の意義と責務を自覚し、スポーツ団体として適正な組織運営等を行うため、次の取組を自主的・自律的に行わなければならない。

- (1) 本会及び他の加盟団体等と連携及び協働の上、スポーツの振興と文化としてのスポーツの高揚に努めること。
- (2) フェアプレー精神を広め深めることを通して、他人に対する思いやりや多様な価値観を認めあう心豊かな人づくりに寄与すること。
- (3) 多様な人々が共生し、市民の誰もが生涯にわたりスポーツを楽しみ、心身の健全な発達と健康で明るく豊かな生活及び持続可能で活力ある社会の実現に寄与すること。
- (4) スポーツ団体としての公正性、公平性、透明性を確保した組織運営を行い、ガバナンスの強化・充実及びコンプライアンスを徹底し、スポーツ・インテグリティの向上を図ること。

## 第2章 組 織

(加盟団体の組織)

第4条 加盟団体は、市内におけるアマチュアスポーツ団体として、適当なる組織を有し、所属する神奈川県競技連盟及び全国競技連盟のあるものは、その規則に準拠しなければならない。

2 前項の団体名及びその役職名には、当該の海老名市を冠しなければならない。

## 第3章 権 限

(加盟団体の権限)

第5条 加盟団体は、次の権限を有する。

- (1) 規約第9条第1項第7号の規定により、各団体2名の理事を選出すること。
- (2) 本会会長等が、加盟団体代表者会議又は事務連絡の会議等の招集を求めたときに、出席すること。
- (3) 本会が行う加盟団体と連携する事業に参画又は応募すること。

- (4) 本会が加盟団体を対象として行う意見募集に応募すること。
- (5) 加盟団体の組織運営等に関して本会の指導又は助言を求めること。
- (6) 海老名市スポーツ協会加盟団体であることを称すること。
- (7) 本会が提供した情報を取得すること。

## 第4章 義 務

### (遵守すべき事項)

第6条 加盟団体は、スポーツ団体として適正な組織運営等を行うため、スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉を遵守するよう努めなければならない。

- 2 加盟団体は、次の事項に取り組まなければならない。
  - (1) 関係法令及び加盟団体に適用する本会諸規程等を遵守し、かつ必要となる諸規程を整備した上で、それに基づき組織運営等を行うこと。
  - (2) 暴力、暴言、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に取り組むこと。
  - (3) 日本アンチ・ドーピング規程を遵守し、アンチ・ドーピング活動に取り組むこと。
  - (4) スポーツに携わる者の安全を確保し、事故防止に努めること。
  - (5) 役職員等の関係者は、本会が定める「海老名市スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」に則った組織運営等を行うこと。

### (提出義務)

第7条 加盟団体は、毎事業年度終了後2月以内に、次の書類を本会に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書及び収支決算書
  - (2) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
  - (3) 役員名簿（役職名、氏名等）
  - (4) 前年度の登録人数
  - (5) その他必要書類
- 2 前項の定めは、当該書類がインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する電磁的方法により不特定多数の者が情報の提供を受けることができる状態にある場合においては適用しないことができる。
  - 3 前項の場合において、当該加盟団体は、当該状態にあることを事前に本会に通知するとともに、最新年度のものから過去5年分を常に公開するよう努めなければならない。
  - 4 加盟団体は、理事及び当該団体の役員並びに規程規約、その他すでに本会に提出している書類に変更があった場合には、ただちに書面をもって、本会に提出しなければならない。

(分担金)

第8条 加盟団体は、毎年6月末日までに、分担金を納入しなければならない。

## 第5章 加盟及び脱会

(加盟)

第9条 本会に加盟しようとする団体は、その代表者より次の書類を会長に提出し、役員会及び理事会の同意を得なければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 規約
- (3) 所属加盟団体組織一覧表
- (4) 役員名簿（役職名・氏名・住所・勤務先等）
- (5) 当該年度事業計画書及び予算書並び収支決算書
- (6) その他参考となる資料

2 加盟団体の審査は次の基準による。

(1) 加盟申請競技団体は、次のとおり規約第4条の資格を有する市単位の競技団体であること。

ア 原則として、1/3以上の市内に居住、通勤又は通学している市民の会員加入実績並びに1年以上の活動実績を有し、組織の健全性が確保されていること。

イ 会員数が15名以上で、役員及び規約が整備されていること。

ウ 宗教活動、政治活動及び営利活動等の目的としていないこと。

エ その団体競技が、既加盟団体の競技と重複、競合しないものであること。

3 加盟の同意を得た加盟団体の分担金及び理事の選出は、次のとおりとする。

(1) 加盟団体は、ただちに第8条に規定する分担金とともに、理事を選出し、代表者から会長に届け出なければならない。

(脱会)

第10条 規約第7条の規定により、加盟団体が脱会しようとする場合には、次の書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 脱会届
- (2) 脱会理由

## 第6章 監 督

(検査)

第11条 本会は、加盟団体の適正な組織運営等を確保するため、加盟団体に対し、必要に応じて、その組織運営等に関する検査を行うことができる。

(指導)

第12条 本会は、加盟団体の組織運営等に疑義が生じた場合、加盟団体に対し、必要な指導を行い、改善を求めることができる。

(調査)

第13条 本会は、加盟団体の組織運営等に問題が発生した場合やそのおそれがあると認められる場合、加盟団体に対し、その組織運営等の状況に関し報告を求め、又は本会の職員等に、その組織運営等の状況を調査させ、帳簿、書類その他の資料を閲覧、謄写させ、若しくは加盟団体役員等の関係者に対して質問させることができる。

(協力義務)

第14条 加盟団体は、第11条、第12条及び第13条に定める本会の監督行為に対して、協力しなければならない。

(処分)

第15条 加盟団体が第4条第1項の資格を失ったとき、第7条から第8条に定める義務を怠る等組織の管理運営に適正を欠いたとき、若しくは本会の加盟団体として不適当と認められるときは次の処分を行うことができる。

- (1) 指導
- (2) 勧告
- (3) 資格停止
- (4) 退会

2 前項の具体的手続き及び内容については、役員会及び理事会の審議を経て別に定める。

(不服申立)

第16条 本会の決定した処分に不服があるときは、本会及び加盟団体は、スポーツ仲裁に関する規程により解決する。

## 第7章 その他

(納付金等の精算)

第17条 加盟団体が、規約第7条の規定により資格を喪失した場合は、既に納付した分担金等は、理由の如何を問わず返還しない。

また、資格喪失前に支出の義務を生じた金額は、ただちに納付しなければならない。

## 附 則

この規程は、承認された日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表 1 (第 2 条関係)

海老名市スポーツ協会加盟団体一覧

1 陸上競技協会	13 バドミントン協会
2 野球協会	14 ソフトボール協会
3 バレーボール協会	15 少林寺拳法協会
4 ソフトテニス協会	16 柔道協会
5 テニス協会	17 射撃協会
6 サッカー協会	18 ゴルフ協会
7 バスケットボール協会	19 ラグビーフットボール協会
8 剣道連盟	20 太極拳協会
9 卓球協会	21 スキー協会
10 弓道協会	22 えびな少年少女スポーツクラブ
11 水泳協会	23 レクリエーション協会
12 空手道連盟	